

令和 8 年 3 月 1 7 日

令和 8 年 第 1 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 3 号)

和 東 町 議 会

令和 8 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日 令 和 8 年 3 月 1 7 日 (火)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 2 9 分

出 席 議 員 (9 名)

2 番	宗	健	司	3 番	山	本	達	也		
4 番	高	山	豊	彦	5 番	村	山	一	彦	
6 番	井	上	武	津	男	7 番	岡	本	正	意
8 番	吉	田	哲	也	9 番	小	西	啓		
1 0 番	畑	武	志							

欠 席 議 員 (1 名)

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 長 谷 川 真 理

書 記 藤 井 祥 太 (総 務 課 職 員)

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	馬場正実
参事兼税住民課長	岡田博之
理事兼総務課長	原田敏明
理事兼建設農政課長	北 広光
会計管理者兼会計課長	松井幸則
まちづくり応援課長	中尾政弘
まちづくり応援 地方創生担当課長	奥野雄也
人権啓発課長	今西靖
保健福祉課長 兼診療所事務長	但馬宗博
保育園長	富岡初代
環境衛生課長	井上博丞

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	9番 小西啓 2番 宗健司

議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 閉会中の広域連合議会の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 令和8年度和東町一般会計予算
議案第 2 号 令和8年度和東町湯船財産区特別会計予算
議案第 3 号 令和8年度和東町国民健康保険特別会計予算
議案第 4 号 令和8年度和東町介護保険特別会計予算
議案第 5 号 令和8年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6 号 令和8年度和東町簡易水道事業会計予算
議案第 7 号 令和8年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計予算
- 日程第 5 議案第 1 2 号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 1 3 号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 1 4 号 和東町景観条例の全部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 1 5 号 令和7年度和東町一般会計補正予算（第6号）
議案第 1 6 号 令和7年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第 1 7 号 令和7年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第 1 8 号 令和7年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第 1 9 号 令和7年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第 2 0 号 令和7年度和東町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
議案第 2 1 号 令和7年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第 9 発議第 1 号 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書

日程第 10 発議第 2 号 OTC 類似薬の負担増の撤回を求める意見書

日程第 11 委員会の閉会中の継続審査・調査について

報告第 2 号 和束町景観計画の変更について

報告第 3 号 和束町重要文化的景観保存活用計画の策定について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞様です。

ただいまから、令和 8 年和東町議会第 1 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、9 番、小西 啓議員、2 番、宗 健司議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、令和 8 年度第 1 回定例議会報告書によりましてご報告申し上げます。

1 枚おめくりいただきまして、報告第 2 号をお願いいたします。

報告第 2 号

和東町景観計画の変更について

令和 8 年 3 月 1 7 日 報告

和東町長 馬場正実

次のページから計画書を掲載させていただいております。

和東町景観計画の変更につきましては、過日の総務厚生常任委員会及び産業常任委員会においてご説明させていただきました。本計画につきましては、審議会のほかパブリックコメントも実施し、その内容も踏まえて、重要文化的景観に選定申し出に必

要な内容の見直しが行われました。

変更の内容は大きく二つあり、一つは景観計画、前文において文化的景観を位置づけたこと二つ目は重要文化的景観の範囲をなりわい景観地区として新たに区分を設け、景観を保全するために行為の届出や基準項目を整理いたしました。

令和7年度におきまして3回の審議会が開催され、答申をいただきました。

計画の主な改正の内容でございますが、まず、重要文化的景観選定に必要な申し出の重要文化的景観の選定申し出に必要な対応といたしまして、まず、良好な景観形成に関する方針で、町内全体が文化的景観ということを表記いたしましたのが第4章2に記載されております。

また、重要文化的景観の区域をなりわい景観地区として地区を区分いたしました。これについては第3章2項に記載しております。

また、なりわい景観地区の届出対象を設定しております。これは第5章の2と3に記載しております。

また、なりわい景観地区における景観の保全形成の考え方を文化的景観の価値に基づき解説することで、景観形成基準の意味と運用の方針を示しております。こちらが第4章の4のほうに記載しております。

また、運用の手続きを示し、なりわい景観地区においては、建築物、工作物、土地利用に係る新たな行為について早めの相談を求めると記載したのが第5章6に記載しております。

また、大きなものとしまして、再生可能エネルギー施設、太陽光発電等の施設等でございますが、大規模工作物への対応といたしまして、景観への支障の大きい工作物の立地を届し出制で把握し、調整するために、工作物の届出対象として明記することを第5章2、あと、条例のほうに記することといたしております。

また、建築行為を伴わない造成や土地の形質の変更を届出対象にするということも条例のほうで規定をさせていただくということになっております。

そのほか用語の調整、景観条例及び重要文化的景観保存活用計画とも併せまして、用語の調整をさせていただきまして、整合性を取らせていただいております。

また、先ほども申しました現行条例との規定と景観計画の表記を一致させることとしております。

また、諸手続の内容を明確にするということで第5章6のほうに記載しております。

今回の変更につきましては、和東町の重要文化的景観の選定申出のためのものございまして、今回の審議等を含めまして、この後、景観条例の改正を併せて審議をお願いしておりますが、そちらと併せて一つの手続きとなっております。

以上、景観計画の変更につきまして、報告は以上とさせていただきます。

続きまして、報告第3号のほうをお願いいたします。

報告第3号

和東町文化的景観保存活用計画の策定について

令和8年3月17日報告

和東町長 馬場正実

次のページから計画書を掲載させていただいております。

和東町文化的景観保存活用計画の策定につきましては、過日の総務厚生常任委員会及び産業常任委員会におきましてご説明申し上げました。これまで平成20年に宇治茶の郷「和東の茶畑」が京都府景観資産第1号に登録され、和東町の宇治茶の茶業景観が京都府文化財保護条例に基づく文化的景観に選定されました。また、平成27年には和東町を含む山城地域の宇治構成文化財から成る日本茶800年の歴史散歩が日本遺産に認定されました。

本町では、平成25年度から景観行政団体に移行し、平成28年に和東町景観計画を策定し、令和元年には和東町景観条例を施行するとともに、和東町の茶業景観調査を令和4年度まで実施いたしました。

本計画につきましては、この調査報告を基に、令和5年度から今年度の3回を含め

て計7回の策定委員会開催とパブリックコメントを実施して取りまとめられ、和東らしい暮らしの文化を守り伝え、まちづくりに生かしていく内容となっております。

計画の内容といたしまして、第1章に計画策定の沿革と目的を記載させてもらっております。

第2章には、文化的景観の概要を記載しておりまして、その位置や範囲、文化的景観の特性、本質的価値について記載させていただいております。

第3章には、文化的景観保護に関する基本方針が記載され、景観の保存・継承と営みの継続と、二つの観点から四つの基本方針が設定されております。

第4章には、保護に配慮した土地利用ということで、文化的景観の構造と景観単位について規定をしております。

第5章につきましては、文化的景観の整備・活用につきまして記載がされております。

第6章には、保存及び活用に必要な体制について記載されております。

最後に、第7章につきましては、重要な構成要素につきましてそれぞれ記載しているところがございます。

なお、7ページ上段の計画の範囲の面積ではございますが、一部、選定どおりの未確定の茶畑があることから空欄としております。

また、25ページ中及び33ページの図表番号でございますが、今後、文化庁から計画の読み合わせにおいて図の追加指示がある可能性があることから、数字のほうを空けております。

さらに、91ページの弥勒磨崖仏の写真につきましても、状況がよく分かる写真に差し替えをさせていただきます。

今後、文化庁との計画の読み合わせ経て、重要文化的景観選定の申し出を行うこととなりますが、読み合わせの際、文言修正等があることはご了承いただきますようお願いいたします。

先ほどの景観計画の変更、及びこの後、ご審議をお願いする景観条例の全部改正と併せまして、重要文化的景観選定申出の必要な手続きとなるものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

日程第3、閉会中の広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、山本達也議員。

○相楽東部広域連合議会（山本達也君）

それでは、私のほうから、相楽東部連合議会概要報告をさせていただきます。

令和8年第1回相楽東部連合議会定例会は、3月4日（水）9時30分から笠置町議会議場で開催されました。

開会宣言に続き、日程第1から第6では、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、副議長による諸般の報告、議長の選挙、議席の一部変更、閉会中の委員会調査報告が行われました。

続いて、日程第7、一般質問では、和束町、私、山本議員から、「3町村共通の問題の人口減少に対して、相楽東部広域連合としてどのような取り組みがあるのか」、「スケールメリットを活かす取り組み」は、また「生涯学習事業の目的、目標、結果、総括、改善という流れができているか」、次に、笠置町向出議員から、「地域文化の学習や町史・村史の授業での活用は、また、図書館の充実の取り組みにおいて特に新刊、話題作の冊数確保について」、最後に、南山城村鈴木議員から、「文科省避難所指定建物の小中学校体育館の空調設備計画で相楽では3町村だけが計画されていないが、設置の見通しは」、また「タブレットが教育現場で広く使われているが、子どもの発達への影響は」、「中学生の制服の扱い、リユースについて過去にあった仕組みを活かせないか」等の質問がされました。

日程第8、議案第1号は、相楽東部広域連合教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件については、審議の結果、全員賛成により

可決されました。

日程第9、議案第2号は、令和7年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）の件については、歳入歳出それぞれ1,636万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億2,708万3,000円とするものであり、事業精査に係る補正を行うものであり、議員からは、塵芥処理費に関する質問が出され、審議の結果、全員賛成により可決されました。

日程第10、議案第3号は、令和8年度相楽東部広域連合一般会計予算の件については、歳入歳出予算総額を11億978万4,000円とするもので、前年度当初予算との比較では4,508万円の増となっており、歳入財源のうち9億6,356万7,000円を構成町村からの分担金及び負担金で賄うものでした。

議員からは、笠置中学校のスクールバス購入費、和東小学校の多目的ホール空調設備工事に関する質問が出され、審議の結果、全員賛成により可決されました。

次に、人事案件である「同意第1号 相楽東部広域連合教育長の任命について同意を求める件」及び「同意第2号 相楽東部広域連合教育委員会委員の任命について同意を求める件」については、議事日程に追加され、相楽東部広域連合教育長には木津川市の竹花真治氏、相楽東部広域連合教育委員会委員には和東町の竹谷史菜氏が任命され、いずれも全員賛成により同意することに決定されました。

最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会しました。

以上、報告とします。

○議長（畑 武志君）

以上で報告を終わります。

日程第4、議案第1号から議案第7号までの令和8年度和東町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

本案については、予算特別副委員長の報告を求めます。

予算特別副委員長、吉田哲也議員。

○予算特別副委員長（吉田哲也君）

それでは、私のほうから、予算特別委員会審査報告をいたします。

3月11日開会の令和8年第1回定例会に提案された議案第1号から議案第7号までの令和8年度和東町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算の審査が予算特別委員会に付託され、3月11日と12日の2日間にわたり委員会を開会し、審査を行いました。

審査に当たっては、初めに、参事から当初予算の概要と主要事項の説明を受け、続いて、各所管課長から予算書及び予算に関する説明書により説明を受けました。

令和8年度当初予算の一般会計予算額は37億2,680万円、4特別会計の予算額は14億8,520万円、対前年度比マイナス5.4%、52億1,200万円の予算編成です。

また、公営企業会計の予算額は、収益的収入で計3億8,807万4,000円、収益的支出で計3億8,889万円です。

令和8年度は、第5次総合計画・後期基本計画の初年を迎えることとなります。計画に掲げる将来像「和の郷、知の郷、茶源郷和東」の実現に向けたまちづくりをさらに発展させる予算編成となっております。

第Ⅰは、「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」です。

高年齢者の就業機会の増大を図り、シルバー人材センターの運営開始に当たり、657万3,000円が計上されている。その他、子育て支援の充実として、認定子ども園運営事業なども実施される。

第Ⅱは、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」。

マウンテンバイクランド活用促進事業に689万円、また、本町の歴史・文化の発信拠点となる「歴史資料館整備」にも着手されます。

第Ⅲは、「自然と共生し、安心、安全な郷」。

防災・防犯体制の充実として、ハザードマップの改訂やラインアプリを用いた防災情報の発信を計画されることで、災害に強いまちづくりの推進が期待されます。

第Ⅳは、「お茶観光を軸とした交流の郷」。

関係人口増加に向け、保育園留学制度の導入や地域課題解決のため、地域活性化起業人を活用した取り組みを進められる。

第Ⅴは、「快適で美しい環境の郷」です。

石寺橋整備事業などを引き続き計画的に進められるなど、安心・安全な交通ネットワークの形成が推進されています。

令和８年度は、第５次総合計画・後期基本計画へとつないでいく年となり、次世代へとつなぐ希望に満ちた和東町の将来像を描きながら、持続的な発展を目指したまちづくりを進められる。

これらの説明に対し、委員からは、

- ・保育園留学事業、滞在中の宿泊に当たり、農家との連携はできているか。
- ・健康福祉交流センターの減免について多くの団体が使えるよう、あるべき規程を整理してほしい。
- ・介護保険の算定ミスはなぜ起こったのか。初歩的なミスでは。
- ・ワールドマスターズゲームイベントが５月に迫っている。お茶の時期と重なるが、ボランティアの確保や調整はできているか。
- ・シルバー人材センター設置の経緯は、機材の調達は。
- ・委託料が多いが、前年度と同じ委託料の金額、民間との釣り合いは取れているか。
- ・町税、法人税が伸びている理由は。

など、多岐にわたり、質疑や要望・意見が出されました。

詳細については、後日、会議録にて承知願います。

討論では、岡本委員が、一般会計の他、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業会計の６

つの会計に反対討論を、また、高山委員が一般会計について、宗委員が国民健康保険特別会計について、山本委員が介護保険特別会計について、井上委員が後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計について、村山委員が特定環境保全公共下水道事業会計について、それぞれ賛成の討論を行いました。

令和8年度一般会計予算ほか4特別会計予算、2公営企業会計予算の採決の結果は、次のとおりです。

議案第1号 令和8年度和束町一般会計予算は、賛成者多数。

議案第2号 令和8年度和束町湯船財産区特別会計予算は賛成者全員。

議案第3号 令和8年度和束町国民健康保険特別会計予算は賛成者多数。

議案第4号 令和8年度和束町介護保険特別会計予算は、賛成者多数。

議案第5号 令和8年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、賛成者多数。

議案第6号 令和8年度和束町簡易水道事業会計予算は、賛成者多数。

議案第7号 令和8年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算は、賛成者多数。

以上のとおり、本委員会は、令和8年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計、以上7件を原案のとおり可決といたしました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

○議長（畑 武志君）

本案に関しましては、ただ今報告がありましたように、議員全員による予算特別委員会で審査し、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

議案第1号から議案第7号までの令和8年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算、以上7件について、委員長の報告は可決するものです。

よって、本予算の7件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第1号から議案第7号までの令和8年度は和東町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算、以上7件は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第12号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議員の皆様、おはようございます。

それでは、議案第12号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

子育て支援の抜本的拡充に取り組むため、こども未来戦略「加速化プラン」が策定されました。その財源として「子ども子育て支援金制度」が定められ、加入する医療保険制度ごとに令和8年4月分から、従前の医療保険料と合わせて拠出されることとなりました。これに伴い、関連する「和東町国民健康保険税条例」の一部を改正する必要が生じたので、ご提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

参事兼税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第12号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第12号

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 8 年 3 月 1 7 日 提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

1 枚めくっていただきましたのが、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案でございます。

2 枚めくっていただきまして、資料といたしまして和東町国民健康保険税条例新旧対照表をつけさせていただいております。

議長のお許しをいただいておりますので、議案の説明につきましては、概要に基づき説明をさせていただきます。

新旧対照表の一番最後のページの後ろにつけさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要

1. 改正理由

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して2023年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」が策定され、子育て支援の抜本的拡充に取り組むこととされました。その財源として「子ども子育て支援金制度」が定められ、加入する医療保険制度ごとに保険料が定められ、令和8年4月分から医療保険料と併せて拠出されることとなったことにより改正するものでございます。

2. 改正概要

①子ども・子育て支援納付金の追加

こちらにつきましては、第2条、第9条、第23条関係でございます。

②といたしまして、その他の税率改正をさせていただきます。

改正後の税率、現行税率等、改正案、比較の順に説明申し上げます。

国民健康保険税、医療分でございます。

第3条、所得割、現行税率7%、改正案6.75%、比較△0.25%

第5条、均等割でございます。現行税率等1万9,200円、改正案1万8,200円、△1,000円でございます。

次に、医療分、第5条の2、平等割でございます。平等割につきましては3段階に分かれておりますので、それぞれ説明をさせていただきます。

現行税率等2万1,000円を改正案では2万円、△1,000円。

1万500円の部分を改正案では1万円ということで、△500円。

現行税率1万5,750円を1万5,000円ということで、△750円ということで改正案とさせていただきます。

次に、医療分で減額させていただきました分を子ども・子育て支援金として賦課させていただきますのもでございます。

第9条の3、所得割につきましては0.25%。

第9条の4、均等割につきましては、改正案で950円の増額。

第9条の5、18歳以上均等割額50円。

第9条の6、平等割につきましては1,000円、特定世帯分が500円、特定継続世帯が750円ということで改正をさせていただくものでございます。

なお、改正条例の施行日につきましては、令和8年4月1日となっております。

以上、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ちょっと確認をさせていただきたいんです。

今の説明の中で、特定世帯と特定継続世帯という項目がございましたけど、これは

後期高齢医療に転換された世帯のことかなというふうに思うんですが、この辺りの具体的にもう少し説明をお願いしたい。

○議長（畑 武志君）

参事兼税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

高山議員の質問にお答えさせていただきます。

高山議員がおっしゃるとおり、そういう形で賦課させていただいた世帯につきましては、一定、平等割の部分を減額させていただいているところでございます。

なお、今回の改正につきましては、医療分で減額をさせていただいて、子ども・子育て支援金でその分をプラスさせていただくということで、実質、世帯の負担につきましては、負担限度額を上回る世帯以外につきましては、これまでと同様の税率という形にさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

この特定とか特定継続世帯というのがなかなか住民の方に分かりづらいのかなと思いますので、特定世帯ですとか75歳から5年間、継続ということはあと3年間ということになるわけですが、その以降の83歳以降ですか、その辺りの世帯の負担率というのはどのようになるのかなというふうに思うんですが、それと併せて、お一人が後期高齢のほうへ行かれた。その後の残りの方の保険料だと思うんですが、その場合、親子世帯の場合というのものもあるかと思うんですね。親御さんが75歳以上になられたとか、83歳以上になられたとか、そういった場合、子どもに係る保険料のところにかかってくるのかなと思うんですが、勉強不足で申し訳ない。もうちょっと詳しく教

えていただきたい。

○議長（畑 武志君）

参事兼税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、後期高齢者医療になられた方につきましては、一定、後期高齢者制度の中で8%分という形で、子ども・子育て支援金分の拠出金を納めるという形で保険料から徴収されることになっております。

子ども世帯につきましては、国民健康保険税の世帯になりますので、今の令和8年度でいいますと、和東町につきましては実質負担増を求めないという形でさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今回の改正というのは、いわゆる子ども・子育て支援金制度の、国によってそういうのが作られたことを受けての改正ということなんですけども、ちょっと確認と、この制度は国の制度ではありますけども、町としての考え方もお聞きしておきたいと思えます。

まず、確認ですけども、今回の見直しの中で、医療分の18歳未満の均等割については、いわゆる10割軽減というような話も伺っておりますけども、その辺りの扱いがどうなっているかということと、あと、後期高齢者支援金分のいわゆる18歳未満の均等割というのも引き続き残るということで考えていいのかということを確認をしたいと思えます。

もう一つは、子ども・子育て支援金の中で、均等割の部分が950円と、18歳以

上均等で50円というふうに分割されておりますけども、その辺の考え方について説明をお願いします。

○議長（畑 武志君）

参事兼税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、18歳未満の方の保険料でございますが、子育て支援納付金につきましては、18歳以上の世帯につきまして賦課をするという形で国のほうで決められております。

また、18歳以上の均等割50円という形で書かせていただいているんですけども、この部分につきましては、一定、和束町として試算額が1,000円という形になりますので、均等割の中で950円と50円に分けさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

すみません、確認のほうでちょっと漏れている部分があるんですけども、いわゆるこの辺の情報を確認しておりますと、今回の制度を受けて、医療保険の子どもの分の均等割を無料にするというような話も聞いておりますけども、今回の部分ではそういったことが反映されているのかどうかという辺りを少しお聞きしておきたいのと、それで今ちょっとありましたけども、いわゆる医療分のほうで調整をすることで、子ども・子育て支援金分の負担を新たに設置しますけども、一定の実質負担増は回避するというふうに説明がありましたけども、負担が何らかの形で増えるケースというのは全くないのかどうか、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

参事兼税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

18歳未満の均等割の減額につきましては、国のほうでは令和9年4月1日からということになりますので、和束町におきましても令和9年4月1日から施行させていただきます。

また、負担限度額を超える方につきましては、一定、今後、国のほうで負担限度額が定められるわけなんですけども、3万円の増額という形になります。現時点の令和7年度課税ベースで申し上げますと、11世帯が該当するという形になりますので、令和7年度に置き換えますと、11世帯につきましては3万円の負担増になるという試算でございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それですね、今回の子ども・子育て支援金制度というのはいろいろ問題がありまして、いわゆる事務的にはこういう形で、一般的には負担が増えないようにという調整をいただいているんですけども、医療保険というのは負担と給付の関係というものがあの中で成り立っている制度ですので、そういう意味では、今回の制度というのは大変問題が多いというように思っております。

それで政府の資料では、子ども・子育て支援金が充てられる事業として、児童手当の拡充とか、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付、出生後休業支援給付、育児期間中の国民年金保険料免除、こども誰でも通園制度という六つの事業が挙げられているわけですけども、これは国民健康保険事業とどう関係するのかということなんです。

国民健康保険法の第2条では、国民健康保険は被保険者の疾病・負傷・出産または死亡に関して必要な保険給付を行うものというふうに規定されております。この規定からして、こういったものが支援金として集められて、こういった事業に充てられるというような言い方というのは、国民健康保険事業とどう合致しているのかと私は思うんですけども、その辺、保険者としてどういうふうに考えておりますか。

○議長（畑 武志君）

参事兼税住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の子ども・子育て支援金につきましては、国のほうで、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体が子育て世代を新しい形で支え合うと。連帯の仕組みとして、今回、保険料として拠出をするものでございます。本来でしたら岡本議員がおっしゃるように、国の税改正であったり、税負担で見直しをするべきというところでございますが、この少子化対策に全ての世代、経済全体が支え合うという仕組みでございますので、一定、通るものと考えております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆるこども家庭庁の資料の中でも、子ども・子育て世帯を社会全体で応援する仕組みというふうに言われていますけども、そんなことは医療保険に課せられた役割では全くないというように思うんです。

最後にもう一度お聞きしておきたいんですけども、医療保険制度というのは、被保険者から徴収した保険税などを財源にして、被保険者の命と健康を守る事業、医療給付を行っている。つまり保険税負担と給付事業は一体のものなんですけども、保険

事業と関係のない事業に保険税財源を充てるというのは、やはり医療保険の本来の趣旨、目的と矛盾するのではないかということと、また、独身の方や子どもがいない被保険者というのは、保険税だけ負担して全く給付がないというのは、負担と給付の関係からも全くおかしい状況になってくると。こういうことは国の制度ですから、それを町の条例に反映せざるを得ないというものはありますけども、こういった保険制度を根本からゆがめるようなことは、今後、国にちゃんと見直していただいて、先ほどちょっと言われましたけども、本来の税の配分、そういった部分からちゃんと子育て支援の財源を確保すべきであって、こういう形で確保するのはおかしいんだということを保険者として、ちゃんと国に対しても今後見直しをしていただくように強く要望していただきたいと私は思いますけども、その辺、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問について答弁させていただきます。

私のほうにも、実のところいいますと、独身の方からそういうクレームが来たのは事実でございます。私は子どもも生まなかったという中で、この税負担はどうかというご意見をお聞きしております。これにつきましては、いろいろ考え方があると思います。今、日本における少子化というのは深刻化を増して、何とかしなければならぬという状況まで陥っているというのが事実でございます。その中で、その税負担の中でどうしていくかということについては、今後も議論を重ねていくべきであろうと思っておりますし、私につきましても、その点についてはしっかりと明確な基金の拠出をしていくような考え方を示してほしいということは常々思っているところでございます。

どういう形になろうかということにつきましては、一定、岡本議員もご理解だと思っておりますけども、その点しっかりと私のほうもいろんな協議の中でそういう意見も出し

ていけるように頑張りたいと思いますので、その点については、現行の国の制度に乗っているということについてのご理解だけをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

反対です。

議案第12号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の条例改正は、国における子ども・子育て支援金制度の開始に伴うもので、国税の賦課項目に子ども・子育て支援納付金が追加されます。条例改正案では、新設する子ども・子育て支援金の税率、所得割0.25%、均等割950円、18歳以上均等割50円、平等割原則1,000円の分を医療分の税率変更で調整する措置を捉えたことで、負担が基本的には相殺されております。

子ども・子育て支援金の創設による負担増を避けられた措置自身は評価できるものですが、今回の改正、子ども・子育て支援金の新たな追加は、医療保険制度の趣旨、目的、在り方に根本的に反するものであり、賛成できません。

国民健康保険法の第2条では、国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行うものとするとして規定しております。しかし、子ども・子育て支援金は児童手当の拡充など六つの事業に充てられるとしており、これらの事業は、国保法で規定されている保険給付とは全く関係がなく、明らかに目的外で

あり、違法と言わざるを得ません。

子ども・子育て支援金の分を医療分を調整することで負担を均せばよいというものだけではなく、適切な給付の保障がなければ保険として極めて不正常であり、医療保険の在り方を大きく歪めるものと考えます。

政府は、子ども・子育て支援金制度を、子どもや子育てを社会全体で応援する仕組みと説明しておりますが、医療保険制度にそのような仕組みを担う役割も責任もありません。国民や企業は既に所得税や消費税、法人税等を納税し、社会全体で子どもや子育てに必要な財源を既に負担しており、一定の責任を果たしております。大事なはその財源を適切に配分し、政府の責任で子どもや子育てを支える予算を確保することであって、医療保険に子育て応援の名の下に負担を求めるべきではありません。

財源を確保したいのなら、激増している防衛予算や明らかに無駄な北陸新幹線などの大型事業を中止するなど、予算配分を見直すべきであり、税収を増やし、財源を増やしたいのなら、巨額の利益を上げている大企業や大株主などへの税の優遇をやめ、適正な課税を行えばいいことでもあります。それもせずに国民皆保険を逆手に取り、医療保険の在り方をゆがめ、被保険者から強制的に税を徴収するやり方は到底容認できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第12号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第12号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、
原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第13号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議
題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第13号の提案理由を申し上げます。

令和8年度4月1日施行予定の「介護保険法施行令の一部を改正する政令」により、
第1保険料の標準段階判定に特例が設けられることから、並行して、和東町介護保険
条例の一部を改正する必要性が生じたので、ここに提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、議案第13号をよろしくお願いいたします。

議案第13号

和東町介護保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和8年3月17日提出

和東町長 馬場正実

次のページをお願いいたします。

和東町介護保険条例の一部を改正する条例案でございます。

あらかじめ議長のお許しをいただいておりますので、概要をもってご説明申し上げ
ます。

2枚めくっていただきますと新旧対照表でございます。

資料13、新旧対照表につきましても、後ほどお目通しいただきますようよろしく
お願いいたします。

3枚おめくりください。

概要でございます。

読み上げにて説明とさせていただきます。

和東町介護保険条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

和東町介護保険条例に関連する「介護保険法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の改正が必要となりました。

2 改正条例の内容

令和7年度税制改正において、給与所得控除について最低保証額を55万円から65万円に10万円引き上げられる見直しが行われた。（以下「令和7年度見直し」という。）

介護保険の第1号被保険者の保険料（以下「第1号保険料」という。）においては、町民税課税の有無や合計所得金額等を所得基準として用いているところ、令和8年度の保険料算定については令和7年度見直しに伴い、一部の被保険者について段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画中（令和6～8年度）の保険料収入が減少する可能性がある。

保険料収入の減少を防ぐ観点から、令和8年度の保険料算定については、令和7年度見直しの影響を遮断した方法で算定する特例を設けます。

令和7年度及び令和8年度町民税非課税の者で、上記の特例によりみなし課税者と判定された場合については、上記特例がなかったものとした算定方式により保険料額を調整する特例を設ける。

なお今回の改正は、令和８年度の保険料の算定のみに関し適用する。

３ 条例の施行予定日

令和８年４月１日

以上でございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

ちょっと確認させていただきたいと思うんですが、この説明の中の改正条例の内容の中に令和８年度の保険料算定については、令和７年度見直しに伴い、一部の被保険者について段階の移動が生じ、第９期介護保険事業計画中の保険料収入は減少の可能性があるというふうに述べておりますけれども、それは具体的にはどのようなことが起こり得るのか。いわゆる移動が生じるとかいう所辺りを具体的な例を持って説明をいただきたいのと、いわゆるこういう減額となると思われるケースというのは、大体何件ぐらい予定をされて、影響額というのはどの程度とお考えかも含めて説明をお願いします。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

例えば、給与所得者通常判定が第６段階としまして、今回の特例の判定が第２段階となりましたら、最終の保険料は、元の特例適用ということで、第６段階というような形でさせていただくものでございます。

また、非課税世帯のケースでいいますと、通常判定が第２段階ということで、今回

の特例でみなし課税とされて第6段階等になりましたら、最終保険料は調整をさせていただきますまして、第2段階というような形で整理をするものでございます。

また、影響人数等でございますが、和東町で4、50名という試算をしているところでございます。

また、金額でございますが、240万円程度の減額が見込まれますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

つまり今回の令和7年度見直しの影響によって保険料収入が減る場合というのは、段階が3だったのが2になるとかいうふうにながって、保険料が減額になるというケースが一つあるのと、あと、非課税だった人がみなし課税になるということで保険料が上がるというケースが両方あるということの影響に対する対応だということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

要は現状維持というか、いわゆる保険料というのは3年間で決まっているという状

況なので、特に今回減少した場合、予定した保険料が集まらないということで、それを埋めるという調整が今回行われて、本来下がるどころが下がらないという現象が特に起こっているということだと思えますけども、ただ、今回のこういったことが起こる原因というのは、いわゆる令和7年度見直しという国における給与所得控除について、最低保障額が引き上げられたということでもって起こっているという意味では、いわゆる被保険者には何の責任もないということだというふうに思えますね。

そういった点で言いますと、いわゆる上がるケースに対して、一定、配慮してということとは分かるんですけども、本来、国の法改正によって負担が下がるという点でいえば、本来下がってもいいんですけども、下げないというのは、今の保険料の高さからしても、そこは町の判断で、下げる部分については下げて、その分についてはやはり補填をするという考え方でやるというのが、今のいろんな状況を考えても取るべき対応ではないかというふうに私は思ったんですけども、その辺、町長の判断としてはいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的に言いますと、税制改正等々、それから減税、いろんな国の施策の中で、どこかにひずみが出てきたということになるかと私は思っています。それと併せまして、人の命というものも、病気というものも生き物でございますので、どういう変化が出てくるかというのも想定以上のことが起こっているというのも中にはあるのかと私は思っています。

いろいろな点も含めて、トータル的に賄えるようになれば一番いいんですけども、なかなかそれがうまくいかないところと併せて、欠損を出すことにつきましては住民に迷惑をかけることにもなります。そういった全ての総合的な判断の中で、国が出し

てきた判断を一番妥当だということで、今回うちのほうにつきましても条例改正をせざるを得ないというような状況になっておりますので、この点につきましてはご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第13号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第13号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時33分～午前10時45分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第14号 和束町景観条例の全部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第14号 和束町景観条例の全部を改正する条例の提案理由を申し

上げます。

和東町では、良好な景観形成のため、平成27年に和東町景観計画を策定し、景観保全と育成に関するルールづくりとして、令和元年に和東町景観条例を制定しました。

現在、こうして育んできた和東町のなりわい景観を国選定の文化財「重要文化的景観」として守り、活用していく取り組みを進めています。これを機会に既存の景観条例を見直し、より効力を発揮できる形で運用するため、このたび和東町景観条例の改正をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから、議案第14号につきましてご説明申し上げます。

議案書をお開きください。

議案第14号

和東町景観条例の全部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和8年3月17日提出

和東町長 馬場正実

6枚ほどおめくりください。

あらかじめ議長のお許しを得ておりますので、和東町景観条例の全部を改正する条例 概要によりご説明申し上げます。

和東町景観条例の全部を改正する条例 概要

1. 改正理由

和東町では、良好な景観形成のため、平成27年に和東町景観計画を策定し、景観保全と育成に関するルール作りとして、令和元年に和東町景観条例を制定した。

現在、こうして育んできた和東町のなりわい景観を国選定の文化財「重要文化的景観」という国の宝として守り、活用していく取り組みを進めている。これを機会に既存の景観条例を見直し、より効力を発揮できる形で運用するため、そして、景観計画の内容が法的に成立するように、景観法と改正景観計画、新規策定の保存活用計画との整合性を図るため景観条例の全部を改正する。

2. 改正概要

①重要文化的景観選定の選定申出に必要な対応として、「なりわい景観地区」の地区区分を可能とする規定を新設（第10条）。

②大規模太陽光発電装置などの大規模な景観の改変を察知するために届出対象行為を特定する（第3条第4号）。

③和東町景観審議会の位置づけ及び審議会の役割を条例に位置付（第32条）。

④その他文言整理（全体）。

3. 改正条例の施行日

公布の日から。

以上、議案第14号 和東町景観条例の全部を改正する条例の説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

何点か確認をさせていただきたいと思います。

今回は和東町の景観条例の全部改正ということなんですよね。既存の条例もありながら、全部改正がなぜ必要なのかというところ、先ほども説明があったかも分かりませんが、もう一度お願いしたい。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

景観条例の全部改正でございますが、今回、重要文化的景観選定申出のために文言等の修正もさせていただきました。それと併せて、条例の内容等、条文等の構成も見直しを大幅にさせていただいたというところで、大幅に構成も変わりましたということで全部改正とさせていただいた次第でございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

今の説明はちょっと分かりづらいところがあるんですが、通常でしたら一部改正の中で処理されることが多いじゃないですか。それをなぜ全部改正になったのかなということなんですが、文言調整なり、いろいろされたということは分かりますが、全部改正する必要があったのかどうかということを知りたい。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

条例の内容につきましては、例えば、条例の中に工作物等、新たな文言等を入れさせていただいたり、あと、なりわい景観というところ、そちらのほうを区分をすることができると。そうした今までとは違う内容のものを入れさせていただいた。また、それに伴いまして、条例の順番等、そうしたものを計画や保存活用計画等と整合性を保つために順番等を入れ替えさせてもらったということがございまして、構成等が変わりましたということで、その部分が多かったということで全部改正とさせていただ

いた次第でございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

何かもう一つ分からないところがあるんですが、要するに、改正する変更項目が多かったということで、一部改正だと複雑になるということもあって、全部改正で現条例と新たな条例という考え方の中で置き換えるというようなことではないのでしょうか、町長。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

先ほど本日の日程の第2で報告させていただきました景観計画等の改定を審議会にかけまして、審議会の中で今回は国の重要文化的景観を選定に向けての形に整えたいということで、過去に作成しました景観条例を全部改正することによって、今回の国の保存計画に合わせていた条文に変更したいということでございます。

これは審議会等でパブリックコメントも取りまして、今の景観計画、先ほどちらっと担当課長が言いましたけども、なりわい景観の言葉が入ったりとか、それから太陽光という文言が入ったりとかという部分もあったりとかもございます。その辺も含めまして、条文を全て変更していくと。

この中で新旧で合わせていきますと、行ったり来たりという言い方がおかしいですけども、条文の項目、構成が変わってきますので、それに合わせた条例改正ということになりますので、その点についてはご理解を願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

私も現行の条例と見比べたんです。大分、条なり項の追加があったり、削除があったり、また移動がされていたりとか、複雑な変更になっているかなというふうに思います。なので、全部改正でさらっと新規の形で改めたほうが分かりやすいだろうなというふうに思うわけですが、ただ、概要で今説明いただいたんですけど、この概要でここに書いている③までの部分ですね、これについては新規ということでは分かるんですが、その他文言整理ということではまとめられているわけですね。

先ほども課長のほうからありましたが、それについては整合性を持たせるために条なり項なりを整理したということではあるんですが、この概要版では本当に不十分だなというふうに思うんです。

以前から、現基本計画の変更のときに全員協議会の中でも申しましたが、やはり変更点が分かるように、なるべくなら、条項まで細かくはいりませんが、こういった考え方を新たに入れたとか、そういったところの分かるような資料を本来ならつけていただくべき違うかなというふうに思うんです。なので、何がどう変わったのかというのが、基本的に考え方をどう変えていったのかというのは概要版ではなかなか分かりづらいところがあるので、今後そういったところを気をつけていただきたいというふうに思います。

1点だけ、現行の第14条の行為の制限というのがあるんですね。現行の条例ね。何人も景観計画に定める行為の制限に該当する行為をしてはならないというのがあるんですよ。してはならないという制限の条項があるんですが、今回のこの条例の中を見ますと、第16条の1項であるとか、2項であるとか、いろいろ書いてあるんですが、第16条の景観法の法律のほうでいきますと、第16条については、行為の規制等ということで謳われてる部分なんですけど、それに今回の条例については、その条項を充てるというようなことになっているかなというふうに思うんです。なので、規制ということじゃなくて、ここに届け出が必要なものについて行為をしてください

という条文の書き方なのかなというふうに思うんですが、規制すべきものはそれで規制できるのかどうか、ここがちょっと不安なんですが、課長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、9の条例におきましては、第14条 景観重点地区内においては、何人も景観計画に定める行為の制限に該当する行為をしてはならないという条項ありますが、今回につきましては、そうした行為を事前に相談していただくということで、第17条に事前協議という条項を入れております。そうしたところで、事前にそうした行為を未然にこちらのほうで把握いたしまして、そうしたことがないように指導していくという観点で14条を削らせていただいたということでございます。

また、景観法第16条第2項のほうには、上位法令でございますが、そうした届出をする者はあらかじめ景観行政団体の長に届け出なければならないという条項が書かれております。また、それに基づいて事前に行為の届出をしていただくという観点でこのような条項となっております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

分かりました。

第17条の事前協議の中で、その辺りはしっかりと管理していくという説明でございます。しっかりと漏れのないように、気づいたらいつの間にかとんでもないものができていたとか、そういったことのないように、ぜひお願いしたいというように思います。

以上で終わります。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

私からも幾つか確認したいと思うんですけども、この改正概要の1番のところに第10条関係、重要文化的景観選定の選定申出に必要な対応として、なりわい景観地区の地区区分を可能とする規定を新設するというなっておりますけども、この規定を設けることで、これまでと何がどう具体的に変わって、いわゆる景観条例としての機能をどのようにより果たせるようになるのかという点で説明いただけますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

概要のほうでございますが、1番のなりわい景観地区の地域区分を可能とする規定を新設させていただいたということで、これまで景観区域でございますが、第3条のほうで景観区域ということで、重点区域のほうを設定させていただいておりました。そちらとは別に文化庁から重要文化的景観の選定を受けた地域をなりわい景観区域として、また別に区域を分けまして、その地域での景観保全育成等に努めていくという形の区域分けというのを、今回、この条例でもさせていただき、計画等でもそうした区域分けをしていくというものでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それはそういうことなんですけども、あえてそういうことを区分けして、また別になりわい景観地区というものを新設するということによって、何を条例上、期待して

いるかどうかということですね。この景観条例の中身を進行する上で、このことを入れることで具体的に今までと何が違って、どういうことを期待されているのかですけども、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

なりわい景観区域というのを入れることによりまして、これまでの景観の重点区域以外の地域にもこうした景観形成、景観保全等の町からの景観育成すると、そうした事業を出させていただく。例えば、景観保全、維持していくために建築物等の修繕等、あと、重要文化的景観の構成要素の修繕等、そうしたものを守っていくということに対して補助をしていくとか、保全の活動をしていただくとか、そうしたものを新たな地域として区域を分けて設定するというものでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それで、次に、②の第3条第4号関係で、先ほど若干触れられた面もあるんですけども、いわゆる現行の条例と比べて、こういった類いの、こうやってはならないみたいなそういう行為に対する規制という点では緩和されたんではないかというような感じが受けるんですけども、その辺、景観を守っていくという意味では、一定、強いメッセージというか、仕組みとしてやっていかなければならない面もあると思うんですけども、今回いわゆる届け出をして、その内容をここに察知って書いてありますけども、掴んで、必要な指導なり相談なりをしていく中でというような流れにしていこうということですけども、これ自身は、これまでよりも規制的にはちょっと緩んでるんじゃないかという思いもあるんですが、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

太陽光発電装置などの大規模な景観を改変する行為ですけれども、こちらにつきましては建築物以外の工作物ということで、規則のほうで規定をさせていただきたいと考えております。

景観条例以外にも、町の開発指導要綱等、ほかの施策もありますので、そちらとも併せて、そうした動きを早めに察知して、届けを出してもらいなり、相談をしていただくというところで、また、早めに指導等を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

例えば、先ほど報告いただいた景観計画の変更についての報告の中で、その辺の関係について届け出の手続きと景観計画の運用というところに一定の手続きが図式になって書いてあるんですけども、例えば、太陽光発電など大型の大規模な景観の改変を伴うような事業といったものがされるんじゃないかということが察知されたときに、事前相談があって、届け出があって、審査があって、適合・不適合というのがあるって、適合した場合は、一定、そのまま完了なり、途中中止も含めて手続きに入っていきますけど、不適合というふうに一応判断した場合は、そこで中止になればそれで目的は達成されますけども、ただ、その以降も、事業者によってそれはそれで続くとなっていくときに、勧告であるとか変更命令、最後は公表というふうなことになっているんですけど、公表というのは、ある意味こういうことされていますよということを一

般に公開して、こんなこといいんでしょうかみたいことで周知する中で、中止を判断してもらおうということを促すという目的があると思うんですけども、この手順でいくと、条例上の効力という部分では中止まではできないというふうに思うんですけども、そういった意味では、こういった大型の事業というものを条例として最終的に規制する、そぐわないものはやはり止めていくという意味での効力というのはあるんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

基本的には、計画及び条例に書かせてもらっているとおりでございますが、中止までという効力がございませんが、なるべく事前に察知した段階で指導という形では考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そういった良心的なと言ったら変だけど、そういう事業者、言われてやめるといくのだったらいいんですけども、そうじゃない場合もあるという意味では、何らかの形でやはりそういったことを止めさせるというか、中止させるというような条例上の仕組みというものも一定の強制力というものもないと、今後いろんな意味でそういったことが起こり得る状況も考えられますので、そういう点では、14条関係を削除して、規制をちょっと緩めたというような感じが受けるというのはやっぱりよくないんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺、町長のお考えはいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

基本的に条例ですので、うちの中での決めていくこととございます。まずもって今回の目的につきましては、国の重要文化的景観を取得したいというのが目的でございます。これを取ることによって景観法が物すごくうちのほうに引いてきます。今回の14条につきまして規制を外すことによって、事前協議という手前の項目を増やしているということとございます。手前の項目を増やすことによって、うちの条例で規制できないものについては景観法等の法律を適用していくと。言えば、開発行為等に係るものという形も含めて検討していくということとございます。

先ほど担当課長が言いましたように、ほかの法律等々をここに勘案してくる関係上、この部分については若干弱く見えておりますが、先ほどから、説明しておりますように、まずは景観でうちの地区を指定します。その中にもう一つ国の事業文化的景観というのが入ってくるということになりますので、ここで法律がもう一つ上からかぶさってくるということを考えております。その中で、今の岡本議員の言われるような行為については、まず事前に対応していきたいというのが目的でございます。

この後、これを運用する中で、若干、悪意的なことが出てくる場合につきましては、また条例改正等も含めますけども、まずは景観法がまず上位法令にありますので、この法律で一定のところまで縛りを上げていきたいということで考えておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる上位法という部分での対応を可能にするというか、そういった部分も歯止めとしてはあるんじゃないかという話だったというふうには思います。

最後に、もう1点だけですけども、これは第5条の関係で住民の責務というところがありますね。その中に、第5条の1項と2項というのがあります。1項は、住民は自らが景観づくりの主体であることを認識し、互いに協力し、なりわい景観の保全、育成に努めなければならないというふうになっておりますが、2項としては、住民は、町が実施するなりわい景観の保全育成に関する施策に協力しなければならないということになっています。だから、例えば、その前の町の責務というところの町自身の責務ということから考えても、いわゆる施策を策定して実施するということにはならないと なっていますけども、そのほかについては努力義務になっているんですね。努めると なっているんですけども、そういうことの関係からいっても、町自身がそういった一 定努力義務にしていることについて、住民は協力しなさいというような一定強制力と いうか、義務的な縛りというような表現になっておりますけども、例えば、努めなけ ればならないとか、協力を努めるとか、そういう努力義務じゃなくて、ある意味、協 力義務みたいな表現になっておりますけども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、第5条につきましては、「住民は、町が実施する景観の保全、育成に関する施策に協力しなければならない」となっております。これにつきましては、その後の第6条、第7条、事業者及び観光旅行者等の責務ということではございますが、そちらのほうも同じように「実施する景観の保全、育成に関する政策に協力しなければならない」ということになっております。これも含めまして、全て町がこうしていただきたいというルールづくりですね、そうしたものについて守っていただきたいというところで、三つの条文の表現を合わさせていただいているというところがございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第14号 和東町景観条例の全部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第14号 和東町景観条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第15号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）、議案第16号 令和7年度湯船財産区特別会計補正予算（第1号）、議案第17号 令和7年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第18号 令和7年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第19号 令和7年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第20号 令和7年度和東町簡易水道事業会計補正予算（第3号）、議案第21号 令和7年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第15号から第21号の提案理由を申し上げます。

議案第15号 令和7年度和束町一般会計補正予算（第6号）は、物価高騰緊急支援事業の実施及び国・府支出金の決定、並びに地方債の同意額の決定等に伴い、

議案第16号 令和7年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第1号）は、財政調整基金繰入金の決定等に伴い

議案第17号 令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、事業勘定において、保険給付費及び府支出金の決定等により、直営診療施設勘定において、診療収入及び一般会計繰入金の決定等に伴い

議案第18号 令和7年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定において、介護給付費等に係る国・府支出金及び支払基金交付金の決定等に伴い、

議案第19号 令和7年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、一般会計繰入金の決定等に伴い、

議案第20号 令和7年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第21号 令和7年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、各事業の完了・精査に伴う減額及び一般会計負担金等等の確定等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

議案書のご説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。

議案第15号

令和7年度和束町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度和束町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,110万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,490万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年3月17日報告

和束町長 馬場正実

次のページをお願いいたします。

第1表でございます。

まず、収入でございます。単位は円です。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明を申し上げます。

1款町税、3億6,003万2,000円、2,500万円、3億8,503万2,000円。

7款地方消費税交付金、8,112万5,000円、670万6,000円、8,783万1,000円。

11款地方交付税、19億3,767万円、1億7,284万6,000円、21億1,051万6,000円。

12款交通安全対策特別交付金、20万円、△20万円、0円でございます。

13款分担金及び負担金、6,768万4,000円、△560万6,000円、6,207万8,000円。

14款使用料及び手数料、3,132万8,000円、0円、3,132万8,000円。

15款国庫支出金、3億9,840万5,000円、3,381万8,000円、4億3,222万3,000円。

16款府支出金、2億417万9,000円、△403万1,000円、2億014万8,000円。

18款寄付金、1,943万7,000円、475万5,000円、2,419万2,000円。

19款繰入金、3億8,259万9,000円、△2億3,140万円、1億5,119万9,000円。

21款諸収入、6,517万3,000円、△728万8,000円、5,788万5,000円。

22款町債、5億1,810万円、△4,570万円、4億7,240万円。

歳入合計でございますが、補正前の額42億600万円、補正額△5,110万円、計でございますが、41億5,490万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様のご説明とさせていただきます。

1款議会費、6,198万4,000円、△462万9,000円、5,735万5,000円。

2款総務費、8億3,323万9,000円、3,885万1,000円、8億7,209万円。

3款民生費、9億5,741万9,000円、416万3,000円、9億6,158万2,000円。

4 款衛生費、5 億 9,813 万 5,000 円、△ 916 万円、5 億 8,897 万 5,000 円。

5 款農林業費、1 億 343 万 6,000 円、△ 739 万 5,000 円、9,604 万 1,000 円。

6 款商工費、4,460 万 5,000 円、△ 127 万円、4,333 万 5,000 円。

7 款土木費、4 億 1,598 万 6,000 円、△ 2,859 万円、3 億 8,739 万 6,000 円。

8 款消防費、4 億 8,418 万 3,000 円、△ 3,420 万 2,000 円、4 億 4,998 万 1,000 円。

9 款教育費、2 億 5,276 万 1,000 円、△ 686 万 8,000 円、2 億 4,589 万 3,000 円。

11 款公債費、4 億 3,457 万 7,000 円、△ 200 万円、4 億 3,257 万 7,000 円でございます。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりください。

第 2 表でございます。

単位は千円でございます。

1. 追加

款、項、事業名、金額の順にご説明を申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、家屋調査事業、350 万円。

同款、同項、保健福祉交流センター南側公園隣接土地災害復旧事業、1,500 万円。

同款、3 項、戸籍住民登録費、戸籍附票システム改修事業、184 万 8,000 円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、障害者自立支援給付事業、22 万円。

同款、同項、物価高騰緊急支援事業、3,163 万 4,000 円。

同款、同項、物価高騰緊急支援事業（広域観光ルートバス運行事業）、732万6,000円でございます。

同款、同項、物価高騰緊急支援事業（地域福祉活動支援事業）、180万円でございます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、道路管理事業、680万円。

同款、同項、橋梁維持修繕事業（砂子橋補修事業）、3,500万円。

同款、同項、町道整備事業（京都やましろ茶いくるライン整備）、457万7,000円。

同款、同項、石寺橋整備事業、1億336万3,000円。

同款、同項、町道中溝学校線改良工事、8,127万円。

同款、同項、町道撰原下島線拡幅改良事業（道路予備設計業務委託）、400万円。

同款、3項河川費、河川浚渫事業、954万8,000円。

8款消防費、1項消防費、防災備蓄倉庫整備事業、1,200万円。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。

1. 変更。

単位は千円でございます。

起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順にご説明を申し上げます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）、1,870万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。2,530万円。

償還の方法、利率、起債の方法につきましては、補正前と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以降につきましても同様でございますので、省略させていただきます。起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額のみのご説明とさせていただきます。

地域公共交通充実事業（過疎対策）、1,410万円、840万円。

茶源郷行政情報配信システム事業（過疎対策）、640万円、610万円。

デジタル地域ポイント事業（過疎対策）、430万円、410万円。

総合保健福祉施設整備事業（過疎対策）、4,540万円、3,880万円。

高齢者介護予防支援事業（過疎対策）、330万円、290万円。

町道撰原下島線拡幅改良事業（過疎対策）、850万円、600万円。

砂子橋補修事業（辺地対策）、1,490万円、300万円。

消防積載車購入事業（緊急防災・減災事業）、810万円、720万円。

次のページをお願いいたします。

防災行政無線更新工事（緊急防災・減災事業）、2億4,200万円、2億2,220万円。

木屋区消防ポンプ庫等整備事業（過疎対策）、11,300万円、730万円。

計、3億7,700万円、3億3,130万円。

○議長（畑 武志君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時30分～午後1時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、和東町一般会計補正予算、続きをご説明申し上げます。

予算に関する説明書、令和7年度和東町一般会計補正予算（第6号）、資料No. 15に基づきまして説明を申し上げます。

1から4ページまでは総括でございますので、省略させていただきます、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なもののご説明とさせていただきます。

1款町税、1項町民税、1目個人、補正額1,500万円、こちらにつきましては、1節現年課税分で所得割でございます。

同款、同項、2目法人、補正額1,000万円、こちらにつきましても、1節現年課税分の法人税割でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億7,284万6,000円。内訳でございますが、普通交付税につきまして1億4,284万6,000円、特別交付税3,000万円。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目総務費負担金、補正額△576万4,000円。こちらにつきましては、相楽東部広域連合職員人件費負担金。

15款国庫支出金、次のページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額3,776万1,000円。主なものですが、1節総務管理費補助金で、3,567万7,000円、重点支援地方交付金（物価高緊急支援給付事業）で3,763万1,000円が主な内容ということでございます。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金、802万5,000円。主なもので、きょうと連携交付金（行政情報ネットワーク）△546万2,000円、また、きょうと地域連携交付金（電算クラウド化推進）につきまして561万4,000円が主な内容でございます。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、6目土木費府補助金、補正額△814万1,000円。こちらにつきましては、きょうと連携交付金（町道維持修繕）。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額△2億3,476万3,000円。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入、補正額△698万8,000円。主なもので、デジタル基盤改革支援補助金に△905万8,000円。

次のページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、1目総務債、補正額40万円。主なもので、過疎対策事業債（路線バス維持管理）660万円、同じく、地域公共充実事業に△570万円。

2目民生債、△700万円。主なもので、過疎対策事業債（総合保健福祉施設整備事業）△660万円。

続いて、6目土木債、△1,440万円。こちらにつきましては、辺地対策事業債（橋梁補修事業）で△1,190万円。

続いて、7目消防債、△2,470万円。主なもので、緊急防災・減災事業債（防災行政無線更新工事）△1,980万円。

以上が歳入でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額△1,300万5,000円。主なもので、事業で一般職員人件費で1,398万5,000円、このうち退職手当の1,459万5,000円が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

事業、電子計算費△1,605万6,000円。このうち備品購入費で△690万円、また負担金補助及び交付金で自治体システム標準化事業負担金で△905万8,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、7目財産管理費、補正額5,985万2,000円。次のページをお願

いたします。（事業）基金積立金で財政調整基金積立金に1,000万円、減債基金積立金に5,000万円を計上。

同款、同項、12目交通対策費、補正額396万2,000円。こちらにつきましては、事業の路線バス対策諸経費の路線バス運行維持補助金に657万9,000円計上。

次のページをお願いいたします。

続きまして、民生費でございます。3款民生費、1項社会福祉費、次のページをお願いいたします。3目老人福祉費、補正額△1,596万8,000円。主なもので、介護保険事業勘定の繰出金に△618万1,000円、また、後期高齢者医療特別会計繰出金に△951万5,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、15目価格高騰緊急支援給付事業、補正額3,896万円。事業の物価高騰緊急支援給付事業の地域ポイント負担金に2,930万4,000円、また広域観光ルートバスの運行補助金に732万6,000円を計上。

次のページをお願いいたします。

続いて衛生費。

4款衛生費、1項保健衛生費、次のページをお願いいたします。4目環境衛生費、補正額△766万1,000円。主なもので、特定環境保全公共下水道事業補助金に△600万円を計上。

次のページをお願いいたします。

続いて、農林業費。

5款農林業費、全体で739万5,000円。主なもので、事業の一般職員人件費に△445万円、次のページで、事業の農業次世代人材投資資金給付事業に△300万円を計上。

次のページをお願いいたします。

続いて土木費。

7款土木費、2項道路橋りょう費、次のページをお願いいたします。2目道路維持費、補正額△2,180万円。内訳ですが、測量設計業務委託に△300万円、町道維持補修工事に△1,880万円を計上。

同款、同項、3目道路新設改良費、補正額△300万円。こちらにつきましては、(事業)石寺橋整備事業の測量設計業務委託料の△1,000万円、また、工事費につきまして1,700万円、続きまして、同じ事業でございますが、町道撰原下島線拡幅改良事業の測量設計業務委託料で△700万円を計上。

続いて、消防費。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、補正額△2,716万5,000円。事業の災害対策諸経費で△780万円、次のページで、主なものとしては、木造住宅耐震改修事業補助金の△790万円、また事業で、防災行政無線整備事業の無線更新工事に△1,865万円を計上させていただいております。

9款教育費で、補正額686万8,000円。相楽東部広域連合負担金。

以上、歳出のご説明とさせていただきます。

次のページから給与費明細をつけさせていただきますので、後ほどご確認のほうをお願いいたします。

続きまして、議案第16号のご説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。

議案第16号

令和7年度和束町湯船財産区特別会計補正予算(第1号)

令和7年度和束町湯船財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134万円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月17日提出

和東町長 馬場正実

次のページをお願いいたします。

第1表でございます。

歳入です。単位は千円でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明を申し上げます。

3款繰入金、168万6,000円、△80万円、88万6,000円。

収入合計で、補正前の額214万円、補正額△80万円、計134万円。

1枚めくっていただきまして、歳出でございます。

歳入と同様のご説明とさせていただきます。

1款管理会費、14万6,000円、△13万1,000円、1万5,000円。

2款総務費、179万4,000円、△65万4,000円、114万円。

3款予備費、20万円、△1万5,000円、18万5,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.16に基づきましてご説明を申し上げます。

1ページから4ページまでは総括でございますので、省略させていただきます、5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額△80万円、1節財政調整基金繰入金。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款管理会費、1 項管理会費、1 目管理会費、補正額△13 万 1,000 円。管理会運営費でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額△46 万 6,000 円。

(事業) 一般管理諸経費。

同款、同項、2 目財産管理費、補正額△18 万 8,000 円、(事業) 財産管理諸経費。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額△1 万 5,000 円を計上。

以上、湯船財産区特別会計のご説明とさせていただきます。

他の会計につきましては所管課長よりご説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長 (畑 武志君)

参事兼税住民課長。

○参事兼税住民課長 (岡田博之君)

それでは、私のほうから、議案第 17 号 令和 7 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) につきまして説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第 17 号

令和 7 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

令和 7 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,618 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,280 万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 377 万

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,601万円とする。

- 2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月17日提出

和東町長 馬場正実

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入になっております。

歳入でございます。単位は千円でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款国民健康保険税、8,735万3,000円、△120万5,000円、8,614万8,000円。

4 款府支出金、3億4,515万2,000円、△1,230万9,000円、3億3,284万3,000円。

6 款繰入金、5,391万7,000円、△534万7,000円、4,857万円。

7 款繰越金、1,000円、268万2,000円、268万3,000円。

8 款諸収入、40万9,000円、△1,000円、40万8,000円。

歳入合計、4億8,898万円、△1,618万円、4億7,280万円。

1枚おめくりください。続きまして、歳出でございます。こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款総務費、485万8,000円、△14万円、471万8,000円。

2 款保険給付費、3億1,964万7,000円、△1,396万7,000円、3億568万円。

3 款国民健康保険事業納付金、1億4,615万2,000円、△5万円、1億4,610万2,000円。

4 款共同事業拠出金、1,000 円、△1,000 円、0 円でございます。

6 款保健事業費、1,137 万 5,000 円、△198 万 1,000 円、939 万 4,000 円。

8 款公債費、3 万円、△3 万円、0 円でございます。

9 款諸支出金、61 万 1,000 円、△1 万 1,000 円、60 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 7 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（事業勘定）、資料 No. 17 をお願いいたします。

1 ページから 4 ページにつきましては、議案書と重複しますので省略をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額△1,230 万 9,000 円。こちらにつきましては、主なものが 1 節普通交付金で減額の 1,140 万円 3,000 円。

次に、6 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額△196 万 6,000 円。1 節財政調整基金繰入金の減額となっているところでございます。

同款、2 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、こちらにつきましては補正額が△92 万円、1 節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございます。

次に、同款、同項、4 目出産育児一時金等繰入金、△100 万円。こちらも 1 節出産育児一時金等繰入金で、出産がなかったため減額をさせてもらっている部分でございます。

次に、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 2 6 8 万 2, 0 0 0 円、1 節前年度繰越金。

続きまして、9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。こちらにつきましても主なものの説明とさせていただきます。

まず、2 款保険給付費ですけれども、全体で補正額が△ 1, 3 9 6 万 7, 0 0 0 円となっております。このうち 1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費で△ 1, 1 0 6 万 8, 0 0 0 円、1 8 節負担金、補助及び交付金ということで、高額療養負担金を減額させていただいております。

次に、同款、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、補正額△ 1 5 0 万円ということで、1 8 節負担金、補助及び交付金で出産一時金のほうを減額させていただいております。

次に、ページを飛びますが、1 5 ページ、1 6 ページをお願いいたします。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目疾病予防費、補正額△ 1 0 3 万円でございます。主な内訳でございますが、1 2 節委託料で△ 8 5 万 9, 0 0 0 円、このうち人間ドック検査委託料で△ 4 9 万円、特定健康診査委託料で△ 3 6 万 9, 0 0 0 円を計上。

同款、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正額が△ 9 1 万 7, 0 0 0 円、こちらにつきましても、1 2 節委託料で△ 8 6 万 6, 0 0 0 円、特定健康診査委託料の減額でございます。

以上、事業勘定の説明とさせていただきます。

直営診療施設勘定につきましては、事務長と交代しますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

診療所事務長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、私のほうから、令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（直営施設勘定）に基づきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては、先ほど税住民課長より説明がございましたので、私からは、第1表 歳入歳出予算補正からご説明申し上げます。

議案書をよろしくお願ひいたします。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款診療収入、7,158万6,000円、△809万6,000円、6,349万円。

7 款繰入金、3,353万5,000円、707万6,000円、4,061万1,000円。

9 款諸収入、1,199万4,000円、△275万円、924万4,000円。

歳入合計、1億1,978万円、△377万円、1億1,601万円。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、補正前の額8,193万4,000円、補正額△175万円、計8,018万4,000円。

2 款医業費、3,751万3,000円、△202万円、3,549万3,000円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.17をよろしくお願ひいたします。

資料No.17、予算に関する説明書にてご説明いたします。

1 ページから4 ページにつきましては議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5、6 ページをよろしくお願ひいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順に主なもののみご説明とさせていただきます。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入△152 万円。こちらにつきましても、1 節現年度分で同額を計上。

同款、同項、2 目社会保険診療収入、△242 万円。こちらにつきましても、1 節で同額を減額させていただいております。

同款、同項、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入、△445 万6,000 円。こちらにつきましても、1 節で現年度分を同額で減額させていただいております。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、707 万6,000 円。こちらにつきましても、1 節一般会計繰入金、同額を計上。

歳入は以上でございます、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、△175 万円、3 節職員手当で減額の47 万円、7 節報償費で、同じく減額の78 万円を計上。

2 款医業費、1 項医療費、3 目医薬品衛生材料費、△202 万円。こちらにつきましても、医薬品衛生諸経費の減額となります。

9 ページ以降は給与費明細を添付しておりますので、後ほどお目通しくくださいますようよろしくお願いいたします。

国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）の説明は以上となります。

議案書にお戻りください。

続きまして、保健福祉課所管の議案でございます。

議案第18 号をよろしくお願いいたします。

議案第18 号

令和7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4 号）

令和7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,851万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,800万円とする。

2 険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月17日提出

和東町長 馬場正実

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款保険料、1億3,631万2,000円、135万4,000円、1億3,766万6,000円。

2 款使用料及び手数料、1,000円、△1,000円、0円。

3 款国庫支出金、1億8,549万円、△47万3,000円、1億8,501万7,000円。

4 款支払基金交付金、2億255万7,000円、△950万8,000円、1億9,304万9,000円。

5 款府支出金、1億1,572万7,000円、△259万6,000円、1億1,313万1,000円。

7 款繰入金、1億3,098万円、△1,728万1,000円、1億1,369万9,000円。

8 款諸収入、64万円、△5,000円、63万5,000円。

歳入合計、7億9,651万円、△2,851万円、7億6,800万円。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1,136万9,000円、△40万3,000円、1,096万6,000円。

2 款保険給付費、7億2,506万2,000円、△2,123万7,000円、7億382万5,000円。

4 款地域支援事業費、4,281万円、△447万円、3,834万円。

7 款諸支出金、1,662万円、△240万円、1,422万円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.18をよろしくお願いたします。

資料No.18、予算に関する説明書にてご説明申し上げます。

同じく、1 ページから4 ページにつきましては議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5、6 ページをよろしくお願いたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順に主なもののみをご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、補正額135万4,000円、2 節普通徴収の保険料を121万3,000円計上。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目の介護給付費負担金、△943万円でございます。これにつきましても、現年度分を増額計上させていただいております。

同款、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、619万3,000円。こちらにつきましても、1 節で現年度分の調整交付金を増額計上しております。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、△947万9,000円。こちらにつきましても、1 節で現年度分の同額を減額させていただいております。

7 ページ、8 ページをお願いたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、△381 万 3,000 円、1 節介護給付費繰入金でございます。こちらは町負担分としまして、△381 万 3,000 円を計上。

同款、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、△1,110 万円、1 節で介護給付費準備基金繰入金を減額計上。

歳入は以上でございます。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様、主なもののみの説明とさせていただきます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、△700 万円、18 節負担金、補助及び交付金としまして同額を計上。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、5 目施設介護サービス給付費、△775 万 7,000 円。同じく、18 節負担金、補助及び交付金を減額させていただいております。

次のページをお願いいたします。

同款、2 項、1 目介護予防サービス給付費、△300 万円。

次のページをお願いいたします。

同款、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所介護サービス費 70 万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、18 節で負担金、補助及び交付金を増額計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費、△300 万円。こちらにつきましても、18 節負担金、補助及び交付金 300 万円を減額させていただいております。

主なものは以上でございます。

また、27ページ以降は給与費明細を添付しておりますので、後ほどお目通しく
さいますようよろしくお願い申し上げます。

以上、介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

再度議案書へお戻りください。

続きまして、議案第19号でございます。

議案第19号

令和7年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ
による。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,874万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月17日提出

和束町長 馬場正実

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明いたします。

1 款保険料、6,165万8,000円、896万9,000円、7,062万7,0
00円。

2 款使用料及び手数料、1万円、△1万円、0円。

3 款繰入金、3,351万円、△951万5,000円、2,399万5,000円。

5 款諸収入、3,680万円、△13万4,000円、3,546万円。

歳入合計、9,943万円、△69万円、9,874万円。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 2 6 万 7, 0 0 0 円、△ 1 万 1, 0 0 0 円、1 2 5 万 6, 0 0 0 円。

3 款保健事業費、6 1 5 万 3, 0 0 0 円、△ 5 0 万 8, 0 0 0 円、5 6 4 万 5, 0 0 0 円。

4 款諸支出金、2 0 万 1, 0 0 0 円、△ 1 7 万 1, 0 0 0 円、3 万円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、資料N o. 1 9 予算に関する説明書をよろしくをお願いいたします。

資料N o. 1 9 予算に関する説明書にてご説明申し上げます。

同じく、1 ページから 4 ページに議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5、6 ページをよろしくをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順に主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、△ 1 5 2 万 1, 0 0 0 円、1 節で現年度分、同額を減額させていただいております。

同款、同項、2 目普通徴収保険料、1, 0 4 9 万円。こちらにつきましては、1 節で現年度分 1, 0 1 6 万円、普通徴収の保険料を計上させていただいております。

また、2 節につきましては、滞納繰越分を 3 3 万円計上させていただいております。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△ 9 5 1 万 5, 0 0 0 円。こちらにつきましては、1 節で事務費繰入金を△ 7 9 7 万 4, 0 0 0 円、2 節で保険基盤安定繰入金を 1 5 4 万 1, 0 0 0 円減額させていただいております。

歳入は以上で、7 ページ、8 ページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様のご説明とさせていただきます。

3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費、△ 5 0 万 8, 0 0 0

円。こちらにつきましては、12節委託料としまして43万3,000円を減額させていただいております。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、△17万円。こちらにつきましても、22節償還金利子及び割引料として17万円を減額させていただいております。

説明は以上となります。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

環境衛生課長。

環境衛生課長（井上博丞君）

それでは、議案第20号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第20号

令和7年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度和束町簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度和束町簡易水道事業会計、第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

第1款水道事業収益、2億3,098万3,000円、△143万8,000円、2億2,954万5,000円。

第1項営業収益、1億521万6,000円、△137万2,000円、1億384万4,000円。

第2項営業外収益、1億2,576万7,000円、△6万6,000円、1億2,570万1,000円。

続きまして、支出。

第1款水道事業費用、2億3,254万2,000円、△635万9,000円、2億2,618万3,000円。

第1項営業費用、2億1,047万9,000円、△627万9,000円、2億420万円。

第2項営業外費用、2,105万円、△8万円、2,097万円。

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,554万1,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額13万6,000円、過年度分損益勘定留保資金14万8,000円、当年度分損益勘定留保資金7,525万7,000円で補てんするものとする。

第3条につきましても同様の説明とさせていただきます。

第1款資本的収入、6,555万5,000円、△54万5,000円、6,501万円。

第4項他会計出資金、3,827万7,000円、△54万5,000円、3,773万2,000円。

支出

第1款資本的支出、1億4,136万2,000円、△81万1,000円、1億4,055万1,000円。

第1項建設改良費、505万円、△31万1,000円、473万9,000円。

第4項予備費100万円、△50万円、50万円。

おめくりください。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)、(1)職員給与費、(既決予定額)1,332万2,000円、(補正予定額)△56万2,000円、(計)1,276万円。

令和8年3月17日提出

和東町長 馬場正実

続きまして、予算に関する説明書の資料No.20をお願いいたします。

1ページ、2ページは議案書と重複しますので、少しページをおめくりいただきまして、11ページをお願いいたします。11ページでございます。

令和7年度和東町簡易水道事業会計予算内訳書

収益的収入及び支出

款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。主なもののみとさせていただきます。

収入

水道事業収益、営業収益、給水収益、水道使用料で減額の50万円。

同款、営業外収益、他会計負担金、減額の10万3,000円。

続きまして、支出でございます。

水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、委託料、減額の53万7,000円、浄水場等の浚渫委託料の精算に伴う減でございます。

続きまして、同款、同項、配水及び給水費、修繕費、減額の50万円、配水施設管と修繕費でございます。

同款、同項、総係費、手当で減額の51万8,000円、時間外勤務手当等でございます。

続きまして、委託料です。△394万5,000円で、簡易水道事業基本設計等策定業務委託料の精算に伴う減でございます。

おめくりください。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

収入。

資本的収入、他会計出資金で減額の54万5,000円。

続きまして、支出。

資本的支出、建設改良費、配水管布設費、工事請負費で減額の15万円。

施設整備費で工事請負費、減額の16万1,000円、停電電源装置更新工事でございます。

予算内訳書の説明は以上となります。

3ページ以降のキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表等については後ほどお目通しください。

以上、簡易水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第21号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第21号

令和7年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事項）、（3）主な建設改良事業、（イ）マンホールポンプ等水位計修繕工事、（既決予定額）250万円、（補正予定額）△25万5,000円、（計）224万5,000円。

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

第1款下水道事業収益、1億7,830万1,000円、△628万5,000円、
1億7,201万6,000円。

第1項営業収益、2,853万6,000円、14万3,000円、2,867万9,
000円。

第2項営業外収益、1億4,976万5,000円、△642万8,000円、1億
4,333万7,000円。

続きまして、支出。

第1款下水道事業費用、1億7,760万1,000円、△712万7,000円、
1億7,047万4,000円。

第1項営業費用、1億5,668万円、△707万7,000円、1億4,960万
3,000円。

第2項営業外費用、2,041万9,000円、△50万円、2,036万9,000
円。

おめくりください。

続きまして、(資本的収入及び支出の補正)。

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,905万6,000円は、
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35万円、過年度分損益勘定
留保資金294万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3,576万円を補
てんするものとする。

第4条につきましても同様の説明とさせていただきます。

収入

第1款資本的収入、1億881万6,000円、△57万9,000円、1億823万7,000円。

第2項負担金等、250万円、△59万7,000円、190万3,000円。

第4項他会計出資金、4,661万6,000円、1万8,000円、4,663万4,000円。

支出

第1款資本的支出、1億4,814万5,000円、△85万2,000円、1億4,729万3,000円。

第1項建設改良費、517万9,000円、△85万2,000円、432万7,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)、(1)職員給与費、(既決予定額)1,529万6,000円、(補正予定額)△30万8,000円、(計)1,498万8,000円。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中に定めた一般会計から補助を受ける金額「9,505万8,000円」を「8,905万8,000円」に改める

令和8年3月17日提出

和東町長 馬場正実

続きまして、予算に関する説明書の資料No.21をお願いいたします。

1ページ、2ページは議案書と重複いたしますので、少しページをおめくりいただきまして、11ページをお願いいたします。11ページでございます。

令和7年度特定環境保全公共下水道事業会計予算内訳書

収益的収入及び支出

款、項、目、節、金額の順に説明いたします。主なもののみとさせていただきます。

下水道事業収益、営業収益、下水道使用料、15万円。

同款、営業外収益で他会計補助金、△600万円、他会計負担金で△23万1,000円でございます。

続きまして、支出でございます。

下水道事業費用、営業費用、管渠費で、動力費で△18万円、材料費で△28万円。

続きまして、同款、同項、処理場費です。委託料で△110万円、修繕費で△50万円。

同款、同項、総係費、手当△35万円、委託料で△441万9,000円。将来検討業務委託料の精算に伴う減額でございます。

おめくりください。

続きまして、資本的収入及び支出。

収入。

資本的収入、負担金等、受益者負担金、△59万7,000円、公共汚水ます等の設置分担金。

続きまして、支出。

資本的支出、建設改良費、管渠改良費、工事請負費で△85万2,000円、公共汚水ます等設置工事等の精算に伴う減額でございます。

予算内訳書の説明は以上となります。

3ページ以降のキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表等については、後ほどお目通しください。

以上、特定環境保全公共下水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

会議の途中ですが、午後2時40分まで休憩いたします。

休憩（午後2時28分～午後2時40分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、一般会計の説明資料の18ページ中ほどの「茶の匠」からのおもてなし事業委託料というのがございますが、先日14日に事業を行われたかというふうに思いますが、これには多くの住民の方も協力いただきながら、また、職員の方も休みにもかかわらず出ていただいてご苦労さまでございました。

午前中は見ていまして来場者も少なかったように感じるんですが、午後から天気もよくなって、石寺の茶畑のツアーでもそこそこ来られたのかなというふうに感じておりますけれども、分かる範囲でいいんですが、全体的に掴んでおられるところで、来場者は何名ぐらいおられたのか報告願います。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

先日行われました「茶の匠」からのおもてなし事業でございますが、各体験のブースとか、お茶の呈茶されたところについての集計についてはまだされていないんですが、会場が6か所ございましたけれども、全体を見渡しまして約450人ほどの来場者があったというふうに感じているところではございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

これの事業の P R というか、どのように発信をされていたのか、その辺りお願いできますか。

○ 議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○ まちづくり応援課長（中尾政弘君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

この「茶の匠」からのおもてなし事業の P R でございますけども、まずチラシを作らせていただきまして町内に配布させていただいたのに加えて、I n s t a g r a m とか、そうしたところのネット上の媒体を使って広報をさせていただいた。また、各新聞社や地域の地元のネットの情報誌とかに取り上げていただいて、幾つか記事を出していただいて、それを見て来ていただいたという方も何人かおられたということではございます。

以上でございます。

○ 議長（畑 武志君）

4 番、高山豊彦議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

石寺の茶畑のウォークなんかでも、インターネットを見て来ましたと言われた方がおられたんですが、大体何日前ぐらいからそういった外部的な発信をされていたのか、それと、もう 1 点が、石寺のところで住民の方からのご意見なんですが、茶源郷まつりのように茶畑ツアーを事前に申し込みを取ってもらえるような方法にしてもらえればもう少し来られたのかなというような声もありましたので、今後そのようなことも含めて考え方をお示ししていただきたい。

○ 議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

このイベントの実施についてですが、年明けぐらいから徐々にネットとかチラシのほうとかを作らせていただきまして、各所に掲示をさせていただいたところがございます。

広報の委託につきましては、地域力推進協議会のほうで事業所のほうにお願いしまして実施していただいたところがございます。

あと、石寺景観の茶畑のツアーですけども、こちらにつきましては事前に申し込みなしで飛び込みでということで、当日、私も何人か石寺の茶畑景観のほうへですね、時間が空いていたら行ってくださいということで、行ってもらうように宣伝はさせていただいたんですけども、当然、事前に申し込みというのは可能でございますので、来年度また実施されるまちづくり組合と地域力推進協議会、また委託した事業者との話合いの中で、また事前に申し込みということであればネットで申し込めるように手配をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

せっかく住民の方にご協力いただいて、また職員の方も休みに出てきていただいているわけですから、より多くの方に来ていただけるようにいろんな工夫をしていただけたらと思っておりますので、事前の打ち合せの中で、そういったところも含めて協議いただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、26ページなんですけど、物価高騰対策の緊急支援の給付事業がありますが、これの茶源郷ポイントが今月末で終了するということになりますから、今現在分かっている範囲でどれぐらい使用されているかというのが分かればお願いしたいです。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在使用ポイントなんですけど、まだ月途中ということでございまして、現在の主要ポイントにつきましては、まだ分かっていないというところでございます。2月末時点ではたしか70%ほど使用されておられたということでご報告させていただいたかと思いますが、また引き続き、防災無線等を通じまして、3月末までになるべく使っていただくようにまた広報のほうはさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ぜひ、使い忘れないように周知をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしたいと思いますが、今回の補正の具体的には施策の関係でいいますと、今ありましたように物価高騰対策ということになるというふうに思います。

それでは、今の25ページ、26ページの物価高騰の関係についてお聞きしたいんですけども、まず、個々の施策についてお聞きする前に、町長に、今の物価高騰を巡る状況というか、現状についてどういう認識されてるかということをお聞きしておきたいんですけども、交付金自身が町のほうに予算化されてきたのは去年の12月

ということなんですけども、それから三、四か月経つという状況の中で、今、物価高騰を巡る状況というのはフェーズが大きく変わってきていると思うんですね。というのも、いわゆるアメリカ・イスラエルのイラン攻撃というのがある中で、中東の状況というのは大変悪化して、海峡封鎖等もある中で原油価格もどんどん上がってきて、せっかく下がったガソリンの価格が一気にまた元に戻るどころかもっと上がってきているという状況の中で、さらに今後いろんな不測の事態も考えられるような状況になっていると思うんですね。そういうことで、今回の補正予算での3,800万円ぐらいの予算を組んでいただいているんですけども、その辺、町長として今の現段階での物価高騰の状況の認識と、それを踏まえた上で今回どういう狙いがあるかって予算化されているかということの説明いただけたらと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的に、8,000万円強の交付金を頂いたというのが現実でございます。これをどういう具合に使うかということで、いろいろ今まで一般質問、それから議論等があったと思っております。

基本90%までぐらいは、何とか住民の方に還元したいという考え方で私のほうは動いてきました。それで残るといふか、残金といふか、令和7年度に実施できなかった部分については、今回3,000万円弱のお金を積みさせていただいたということでございます。その中で今言われるように私も先週の金曜日にガソリンを入れに行きますと、前の日から比べて29円上がっているというような状況もございましたので、かなり厳しい状況にあるということには感じております。これについては国の施策も含めながら、今後も出てくる対策も含めながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、今の段階では90%を住民のほうに、10%を未来に向けての機会

にということで考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今言われましたように、ガソリン価格という点でいえば値段が上がる中で、よく多くの方が木津川市のある商業施設に入れに行かれる方もおられると思うんですけども、そこが値上げ前に売り切れになるというような状況も起こっているぐらい、大変不安も広がってきていると思います。

それで、今回の物価高騰対策の予算というのは一旦ここには載せていただいておりますけども、基本的には繰り越されるという状況がありますので、そういう点では、新年度の中で本当にこの中身でいいのかということをもう一回ちゃんと検討をし直していただいて、改めて提起していただくことも含めて、そこは検討いただきたいと思っております。

そこで、具体的にですけども、今お話がありました地域ポイントの関係なんですけども、今回2,930万4,000円の負担金ということになっておりますが、今回のいわゆる付与方法ですね、どのような形で付与される予定になっているか、また利用期限などはどのように考えておられるか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

この物価高騰対策の2,930万4,000円の金額ですけども、計画というか、予算の段階では、この分を世帯主に対して付与させていただいて、来年、令和9年2月末までを目途に利用していただくように考えているところですけども、また町長が言いましたように、今後対応を考えさせてもらって、また検討していきたいというふ

うに考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、世帯主にという話がありましたけども、世帯に幾らかということは今はまだ示していただいておりますけれども、そういった形では予定されているということですが、先ほど3月末の期限を目の前にして、2月末までで7割台というような話がありましたけども、住民の皆さんの中にはもちろん歓迎される声もありますし、大変使っておられる方もおられると思うんですけども、やはり大変利用しにくいというか、利用する機会であるとか、また場所が大変乏しいということの中で、なかなか使い切れないというような声があるのも確かです。

また、取り扱う店舗のサイドにおきましても、この間、一定、議論もあったように、その効果がある店、また、なかなか恩恵が預からない店等のばらつきというのもやはりあるのも事実だというふうには思います。

そういった状況も含めて、今後新たに仮にポイントを付与されるにしても、こういった状況も踏まえて、何らか改善していくということもやはり考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですよね。その辺、取り扱う店舗、また事業などの拡大であるとか、それからまた、この間、世帯主が亡くなられた場合に、それを新たな世帯主にポイントに移行するということはしていただいたと思うんですけども、仮に世帯主がない場合でも、実態としては家族の中で実際ポイントも使ったりはしているわけですから、ですので、そういった場合でも基本的にはその家族の中で引き継いでいくことも含めて、より有効な形でポイントが使われるようにしていくということも含めて、次回のポイント付与に向けて何か改善されるようなことがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、補正予算で上げさせていただいた地域ポイントの負担金でございますが、また、繰り越して令和8年度におきまして付与させていただく予定ではございます。

また、それと合わせて、各事業所、お店等にはポイントカードのカードリーダーを配置させていただく予算は取らせていただいておりますので、また、各事業所を回らせてもらって、ポイント事業への参加を呼びかけていきたいと考えております。

また、さらにこちらの予算のほうにも会計年度任用職員報酬のほうを上げさせてもらっております。そうした会計年度任用職員を使いまして、また使われてない方等を回らせていただいて、使われるお店とか使い方とかを広報して回らせていただきまして、なるべく全ての方が全部使い切っていただけるような形で持っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

もしポイントを付与されるということであれば、やっぱりこれまでのいろんな住民の声もあると思いますので、一定、改善を施した中で、付与するならば付与するという状況をぜひお願いしたいというふうに思うんです。

ただ、先ほど私もフェーズが変わってきてるんじゃないかという話をしたときに、結構この間お話を伺う中でも、ポイントももちろんあればありがたいけれども、やはり現金であるとか、前から言っていますように、水道とか、そういう直接的な軽減支援というもののほうが大変ありがたいという話もよく聞くわけですね。そういう点で今の現状も踏まえていくと、ポイントにこだわらずに現金も含めて、そういった給付

をしていくということも視野に入れるべきでないかというふうに思うんですけども、その辺、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今日の京都新聞の朝刊に、笠置町がその分のお金で寄付するというようなことが報道されていたと思います。いろんなことも含めまして、約1年半、この事業を実施させていただいたわけでございます。

特に今のページでいいますと、26ページの報酬という欄に会計年度任用職員の38万3,000円を計上させていただいています。この辺のお金も活用しながら、実際うちでは誰が使って誰が使ってないというのが見えてきていますので、その辺をしっかりと精査しながらこの事業をしっかりと推進させていきたいということも考えてはおります。ただ、今言われるように、私もフェーズが変わってきたというふうには理解しておりますし、特に燃油高騰については、今後どのように動くのかも見えない状況にありますので、その辺も含めた中で、今後どのような形でこういう交付金を出していくのが住民にとって有利であるかということについても引き続き検討を加えたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこは色々な選択肢を排除せずをお願いしたいと思います。

あとはこの中のいわゆる広域観光バス運行事業732万6,000円についてなんですけども、ちょっと確認をしておきたいんですが、町としてこれを動かす上では、具体的な運行の時期であるとか回数、またそれをするによって想定している効果

ですね、そういったものはおありだと思うんですね。そういったものはどのようにお考えかということをお聞きしておきたいのと、私はやはり既にお茶の京都DMOが来年度は増便を決めておられるというふうに伺っておりますし、あえて町が独自に増便する必要性は大変低いというふうに思っております。仮に運行させるにしても、前にも言いましたが、この交付金を使うということじゃなくても、やはり別の財源をつけて走らせることもぜひそこは検討いただきたいなというふうに思っております。

先ほど町長も、フェーズが変わってきたということはお認めになっていると思うんですけども、事業者への支援ということであれば、本当に今、燃油関係の大幅高騰が起こっている下で、やはり福祉施設とか、またその社協の福祉事業であるとか、またいろんな個々の事業お店の事業者自身もすごい経費が上がってきているというふうにも思います。そういった意味で、直接そういう町内の事業者には、観光客が来て、回って何か来るみたいなことじゃなくて、具体的に、事業者に対してそういう意味での支援を行うほうが、このお金としては生きるんじゃないかと。

いわゆる180万円の分もあるんですけど、それも含めて直接的な事業をしたほうがこのお金としては生きるんじゃないかと思しますので、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問に答弁させていただきます。

答弁は、そのまま岡本委員の議員のほうから言われたとおりでございます。22ページのほうにその分のお金をつけさせていただいているのが事実でございます。

いろいろ調整もした中でお金をできるだけ有効に使いたいというのは私も同じ考え方ですので、その点については、ただ、一般企業に向けての選択というのは難しいものがありまして、今回、京阪バスにつきましては、うちが単独でやるのではなくて、DMOと協力しながら、DMOが走らさないところにうちが走りに行こうということ

と、それによって観光客が増えるという期待を持って、その期待の上で、和東町にまた新たなお金が落ちるといことが住民に回ってくるという未来にかけたいということで、この700万円の予算を組ませていただいた次第でございます。

直接的にできる部分、間接的にできる部分を含めましていろいろ検討してまいりたいと思いますので、この点についてはご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それで、今ありました22ページの地域福祉活動事業物価高騰対策支援の180万円というのは、基本的に社協の人件費相当分について補助を頂くというふうに伺っております。これ自身は大事なことだとは思いますが。ただ、これ自身も本来ならこういう補助金があるからやるとかということじゃなくて、当初からちゃんと見ておくべき予算ではなかったのかなというふうにも思っているんですけども、そういう点では、今後こういった部分は、補助というよりもしっかり人件費をしっかりとつけて対応していくということも必要じゃないかというふうに思うんですけども、その辺、最後をお願いします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問に答弁させていただきます。

基本的にはそのとおりだと私も思っていますし、訪問介護、居宅等々についても補助金をつけてきたつもりではございます。今回の物価高騰につきましては、職員の人件費もかなり高騰してきたということもございまして、こちらのほうに充当させていただいたというのが現状でございます。

今後また色々な交付金等が出された場合、また、うちの単独財源も組める範囲で組

ませてもらいながら、先の見えない中、未曾有の物価高騰に対しての対応についてはいろいろ検討していきたいと思っておりますので、また、ご意見、ご指導のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第15号 令和7年度和束町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第15号 令和7年度和束町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和7年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第16号 令和7年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第17号 令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第

4号)は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和7年度和束町介護保険特別会計補正予算(第4号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第18号 令和7年度和束町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和7年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第19号 令和7年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和7年度和束町簡易水道事業会計補正予算(第3号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第20号 令和7年度和束町簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和7年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算(第2号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第21号 令和7年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、発議第1号 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

発議第 1 号の提案理由を申し上げます。

高額療養費制度は、がんなどの重い病気、難病などの治療で医療費が高くなる患者の負担額に上限を設ける制度で、患者本人や家族にとってまさに命綱の制度であります。また、2 人に 1 人ががんになる時代において、高額療養費制度は、当事者だけではなく、国民全体の命を支えるセーフティーネットであり、より安心できる制度に改善することこそ必要です。

ところが、高市政権はこの間、「凍結」されていた負担上限の引上げを決定し、それを前提とした予算を、先日、自民党・維新の会の与党が十分な審議もせず衆院で強行的に可決しました。これは患者や国民の命をないがしろにする暴挙であり、到底許されないことから、撤回を求める声を上げることが必要と考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第 1 号

高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 8 年 3 月 17 日

提出者 和東町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 畑 武志 様

高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書

高額療養費制度は、大きな病気やケガで高額な医療費がかかった際に負担を一定に抑えるもので、長期の治療を要する患者、家族の「命綱」であり、負担増は許されません。

負担上限額の引上げをめぐっては、石破政権時に上限額を最大 1.7 倍も引き上げ

る案を昨年 8 月から実施する計画でしたが、患者団体をはじめ国民の強い反対を受け凍結されていました。

その後、厚労省は、「当事者の声を聞く」として専門委員会を設け検討してきましたが、撤回を求める「当事者の声」は反映されず、昨年 1 2 月に明らかにされた厚労・財務両相の「大臣合意」では、撤回どころか新たな負担増を内容とするものでした。

「合意」の内容は、石破政権時の内容に比べれば一定抑制してはいますが、そもそも現行制度でも負担が重く、長期療養の患者は、生活や子どもの将来への備えと治療継続の間で不安を抱え、ギリギリの状況にあり、専門委員会でも負担引下げを求める意見が出されています。

政府は、最終的に年間 2,450 億円の医療費削減を見込んでいますが、そのうち 44% が受診抑制を見込んだ削減額、つまり治療を抑制、断念させ命を諦めさせることを前提にした内容であり、到底許されません。

高市総理は、昨年秋の自民党総裁選挙の際には「引き上げるべきではない」と言明しており、総理の判断で言明を守り負担増を撤回すべきであり、できるはずです。

「当事者の声を聞く」と言うなら、国会に提出された来年度予算案に盛り込まれた負担上限額引上げを撤回し、上限額の引下げなど高額療養費制度の改善こそ予算に盛り込むべきです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 3 月 17 日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

財務大臣 片山さつき 様

厚生労働大臣 上野賢一郎 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第1号 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書の賛成討論を行います。

高額療養費制度をめぐっては、石破政権時に上限額を1.7倍に引き上げる内容を実施しようとしたが、当事者をはじめ国民から撤回を求める強い反対の声が上がる中、負担増は凍結された経緯がありました。その後、政府は「当事者の声を聴く」として専門委員会を設置し検討してきましたが、意見書にもあるように、撤回を求める患者団体など当事者の声は反映されず、大臣合意によってまたも負担増を内容とする案が示されました。

政府案では、上限引上げは今年8月と来年8月の2段階で実施し、年収約650万円から約770万円の場合、月額負担上限額は現行8万1000円から11万4000円となり、約1.4倍に増えます。新たに年間の負担上限額を設けるなどの改善も含まれておりますが、制度利用者の少なくとも7割が負担増になります。

政府や与党は、制度の維持や持続、社会保険料の軽減などを負担増の理由に挙げますが、全く道理がありません。今回の負担増による給付費削減は年2,450億円で、そのうち4割超えの1,070億円は受診控えによるもの、つまり治療を制限させ、

諦めさせることを前提にしたもので、制度を維持するどころか使えない制度にする極めて残酷なやり方であります。

また、保険料の軽減も、負担増による軽減効果は1人当たり月額120円にすぎず、OTC類似薬の負担増による軽減と合わせても月150円、ペットボトル1本分ほどにすぎません。その程度の効果と引換えに患者や国民に命の選択を迫るなど到底許せません。

財政事情を言うなら、高市総理の自分勝手な判断で強行されたこの間の衆議院の解散総選挙の費用は約850億円と言われ、当初予算で見込んでいる負担増による300億円の削減の2倍以上であり、十二分に対応できるものです。

また、防衛予算は前年度から約3,350億円も増額し、総額で9兆円を突破する異常な膨張予算となっております。防衛予算の増額分の1割程度を回すだけで最低でも負担増は回避でき、予算の使途を見直せば負担を減らす改善も十分可能です。

口を開けば、「戦後最も厳しい安全保障環境」と呪文のような決まり文句を言いますが、戦後最も厳しいのは国民の命と暮らしをめぐる環境であり、高市政権の発足以降の短期間だけでも異常な物価高騰がますます深刻となり、この間のアメリカとイスラエルの国際法違反のイラン攻撃の影響で原油価格が高騰し、さらなる物価高騰が暮らしを直撃しています。

このようなときに、「自分の治療費か子どもの教育費か」など、患者、当事者に命を天秤にかけさせるような究極の選択を迫る酷い仕打ちを強いる高額療養費の負担増は絶対に許せませんし、撤回を強く求めるものです。

以上、賛成討論とします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第1号 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、議案第1号 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書は、否決されました。

日程第10、OTC類似薬の負担増の撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正議員。

○7番（岡本正意君）

発議第2号

OTC類似薬の負担増の撤回を求める意見書

発議第2号の提案理由を申し上げます。

政府・与党、厚労省は、4兆円の医療費削減の方針の下、OTC類似薬の負担増を進めようとしています。負担増が実施されれば77成分1,100品目もの薬が対象になる予定で、解熱鎮痛剤や抗アレルギー剤など幅広く使用されている多くの薬が保険負担とは別に25%の上乗せが行われ、大幅な負担増となり、事実上の薬の保険外しを進めるもので、負担とともに命や健康を著しく脅かす医療改悪そのものであり、到底容認できません。撤回を求める立場から、本意見書を提案するものです。

別紙読み上げまして、提案に代えさせていただきます。

発議第2号

OTC類似薬の負担増の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和8年3月17日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

OTC類似薬の負担増の撤回を求める意見書

医療機関を受診して、類似薬の解熱剤や鎮痛剤、抗アレルギー剤などを処方された場合に、薬剤費の一部を保険から外し、患者に負担増を強いる医療保険改定が進められようとしています。仮に実行されれば、現役世代の場合、薬剤費の3割負担が実質的に5割負担になるなど、「自己負担は3割が限界」としてきたこれまでの政府見解すら覆すもので、到底許されません。

政府は、医療費削減方針の下、軽い病気、けがは医者にかからず市販薬での対応を進めようとしています。日本医師会は重い病気の見逃しや副作用を懸念しています。受診せずに市販薬を買えば、厚労省の試算でも患者負担額は8倍から50倍にもなり、まさに国民の命と健康、暮らしを脅かす改悪と言わざるを得ません。

市販薬があるとの理由で部分的に保険から外し、負担を課すやり方は、医者にかかることにペナルティーを科すもので、何の合理性もない負担押しつけそのものです。

政府は、来年3月から、まず77成分(約1,100品目)を対象にするとしていますが、それを突破口に、今後、多くの薬に保険が効かない部分を持ち込むことは必至であり、「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保する」との医療保険の大原則に穴を開ける危険性が強まります。

政府におかれては、国民の命と健康を守る立場で、安心できる医療保険制度を維持するためにも、OTC類似薬の負担増を撤回するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月17日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

財務大臣 片山さつき 様

厚生労働大臣 上野賢一郎 様

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第2号 OTC類似薬の負担増の撤回を求める意見書の賛成討論を行います。

政府が進めるOTC類似薬の負担増は、要するに、ドラッグストアや薬局で買える薬は病院にかからずに自己責任で買わせる、または治療を諦めさせて無理やり医療費を削減しようとするもので、患者や国民の命と健康を全く顧みないものです。

国民の命と健康に関わる重大な施策にもかかわらず、77成分1,100品目もの薬を負担増の対象にする案は、自民党と維新の会の与党だけで関係者の意見も聞かずに密室協議で決められております。これだけにとどまらず、2027年以降に対象品目も負担割合も拡大を検討し、最終的には7,000品目まで拡大する方向で、全面的な薬代の保険外しにほかなりません。

意見書にもあるように、予定されている負担増の内容は、77成分1,100品目の薬について、1割から3割の窓口負担とは別に「特別料金」として25%を上乗せするもので、3割負担の場合、5割負担にもなり、慢性疾患や長期療養者などケースによっては薬剤負担が80倍にもなるなど、暮らしとともに命に関わる酷い内容になっています。

政府や与党は、ここでも負担増による医療費削減で社会保険料負担が減ることを効果として挙げますが、その効果は月額たった30円ほどと言われ、誤差の範囲ほどの軽減と引換えに命と健康を危険にさらすものです。

また、ドラッグストアなどでも買えるとの発想は、医師による専門的な診断に基づく患者の状態に合わせた処方を軽視、無視したもので、製薬会社の利益を優先し、患者の副作用や薬害などの危険を拡大するものであって、到底容認できません。

医療費の削減ありきの乱暴な負担増は、患者の受診抑制や早期発見と治療の遅れ、重篤な副作用や薬害の増加などによる健康被害、症状悪化などを助長するだけで、結局は医療費の増大につながる悪循環を生むだけです。

以上の理由から、本意見書に賛成するものです。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第2号 OTC類似薬の負担増の撤回を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第2号 OTC類似薬の負担増の撤回を求める意見書は否決されました。

日程第11、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議

ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

今期定例会14日間、大変お世話になりました。ありがとうございます。まずもって、議案の修正また事件訂正2件をいたしましたことにつきまして深くおわび申し上げます。もう一度職員としっかりとチェックをしながら事務を進めたいと考えておりますので、ご指導のほうをよろしくお願いいたします。

さて、令和8年度はいよいよマウンテンバイクのワールドマスターズゲームズが行われるプレ大会、それから先ほどから、議案でも出しておりました文化的景観の選定に向けた取り組み等々がございます。そして、何よりも第5次総合計画後期計画の中で、観光、人口減少、そして民間活力の活用等々について取り組むこととなります。また、資料館の建設に向けた計画などもございます。

そして、何よりも春の兆し、桜の開花予測が出てきた今日でございます。茶業がまた始まります。昨年はかなり好景気ということで、来年、令和8年度の税収にも反映されたところでございますが、今年もそのような形になっていきたいというふうに私は思っております。

令和8年度は色々お世話になりますけども、皆様のご理解を求め頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、第1回定例会におきましての閉会のご挨拶といたします。

本定例会、お世話になりありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、令和8年和東町議会第1回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

和束町議会議長 畑 武 志

会議録署名議員 小 西 啓

会議録署名議員 宗 健 司